

静岡県設計変更ガイドライン (土木設計業務等委託編)

令和7年 10 月

静岡県
交通基盤部

(目 次)

1 はじめに	3
2 用語の定義	4
3 設計変更の範囲・対象となる事項	6
(1) 設計変更の範囲(要領第3条)	6
(2) 設計変更の対象となる事項	6
4 設計変更の手続きの全体の流れ	7
5 設計変更の手続き	8
(1) 約款第 18 条に基づく設計変更の流れ	8
(2) 設計変更が可能なケース	9
(3) 設計変更が不可能なケース(参考)	11
6 設計図書の点検について	16
(1) 設計図書の点検に関する規定	16
(2) 「設計図書の点検」の範囲	17
(3) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの	17
7 巻末 関連事項	18

1 はじめに

(1) あらまし

「当初設計」における「積算」は、公共工事の目的達成に向け、施工方法等を定めた「設計」に基づき、必要な水準の工事原価と適正な利潤を見込んだ予定価格を決定するために行われます。

働き方改革や生産性の向上等を目的に第3次担い手三法が改正され、建設業法では著しく短い工期での請負契約の禁止、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律では適正な金額での契約の締結、公共工事の品質確保に関する法律（以下、「品確法」という。）では歩切の根絶等予定価格を適正に定めることが規定されました。

一方で、土木設計業務等委託の実施では、多岐に渡る専門分野の成果物を、地形、地質、環境等の自然条件、地元や関係機関との協議内容等を考慮の上、実施する必要がある、当初設計に示された履行条件と一致しない状況が生じ、業務内容の変更を余儀なくされる場合があります。

この場合、請負契約の当事者が対等の立場で適正な金額での公正な契約締結を基本理念とする品確法において、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる業務委託料又は履行期間の変更を行うことが発注者の責務として明示されています。また、同法の運用指針では、設計変更手続の円滑な実施を目的とした指針の策定に努めることも規定されています。

これらを踏まえ、建設関連業務委託設計変更等事務処理要領（以下、「要領」という。）に基づき、受発注者双方が公共業務の円滑な設計変更手続きについて、共通認識をもって実施できるよう「静岡県設計変更ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定しました。

(2) 本ガイドラインの対象業務

静岡県が発注する土木設計業務等委託を対象とします。

※「土木設計業務等」とは、測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう（農林土木業務委託を含む。）。

(3) 従前(H28.3)からの主な変更点

ア 設計変更の範囲

設計変更の範囲について、特段の理由がある場合を除き、「当初契約時の業務目的を履行する範囲内の設計変更を原則」とするよう改正しました。

イ 設計変更の決裁区分

要領において設計変更と契約変更の定義を明確化するとともに、設計変更に関する事務手続きを一部簡素化するよう改正しました。

2 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語は、以下のとおりです。

(1) 設計図書

仕様書、設計書、図面、業務説明書及び業務説明に対する質問回答書をいいます。

なお、契約書及び設計図書が「契約図書」です。（静岡県業務委託契約約款（以下、「約款」という。）第 1 条、測量作業共通仕様書、地質・土質調査共通仕様書、土木設計業務等共通仕様書及び農林土木業務委託共通仕様書より）

(2) 設計変更

約款第 18 条、第 19 条及び第 21 条等の規定により設計図書等を変更することを行います。この場合において、契約変更の前に受注者に指示することを含みます。

(3) 履行期間変更

約款第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条及び第 23 条の規定による履行期間の延長又は短縮を行います。なお、履行期間変更は、設計変更の手続きに含まれます。

(4) 契約変更

設計伺作成要領別紙 2「設計（変更）伺」により、設計変更の内容を反映した設計図書等（以下、「変更設計書」という。）及び支出負担行為伺（変更）を起案し、履行期間又は業務委託料を変更する契約の締結までを行います。

(5) 軽微な設計変更

業務の内容の変更で重要でないもの、かつ、変更見込金額の合計金額が 200 万円未満のものをいいます。

(6) 書面

打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とします。（測量作業共通仕様書、地質・土質調査共通仕様書、土木設計業務等共通仕様書及び農林土木業務委託共通仕様書より）

(7) 通知

発注者若しくは監督員が受注者に対し、または受注者が発注者若しくは監督員に対し、測量、地質・土質調査、土木設計業務等の作業に関する事項について、書面をもって知らせることをいいます。(測量作業共通仕様書、地質・土質調査共通仕様書、土木設計業務等共通仕様書及び農林土木業務委託共通仕様書より)

(8) 承諾

受注者が監督員に対し、書面で申し出た測量、地質・土質調査、土木設計業務等の作業の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいいます。(測量作業共通仕様書、地質・土質調査共通仕様書、土木設計業務等共通仕様書及び農林土木業務委託共通仕様書より)

(9) 指示

監督員が受注者に対し、測量、地質・土質調査、土木設計業務等の作業の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいいます。(測量作業共通仕様書、地質・土質調査共通仕様書、土木設計業務等共通仕様書及び農林土木業務委託共通仕様書より)

(10) 協議

書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等な立場で合議することをいいます。(測量作業共通仕様書、用地調査等共通仕様書、地質・土質調査共通仕様書、土木設計業務等共通仕様書及び農林土木業務委託共通仕様書より)

(11) 提出

受注者が監督員に対し、測量、地質・土質調査、土木設計業務等の作業に係わる事項について書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいいます。

3 設計変更の範囲・対象となる事項

(1) 設計変更の範囲(要領第3条)

設計変更は、特段の理由がない限り、当初契約時の業務目的を履行する範囲内の設計変更を原則とします。

- ・設計変更は、全て約款に基づいて行われているよ
- ・労務単価上昇（第51条）は、設計思想を変えるものではないので、設計変更とはならないよ！



(2) 設計変更の対象となる事項

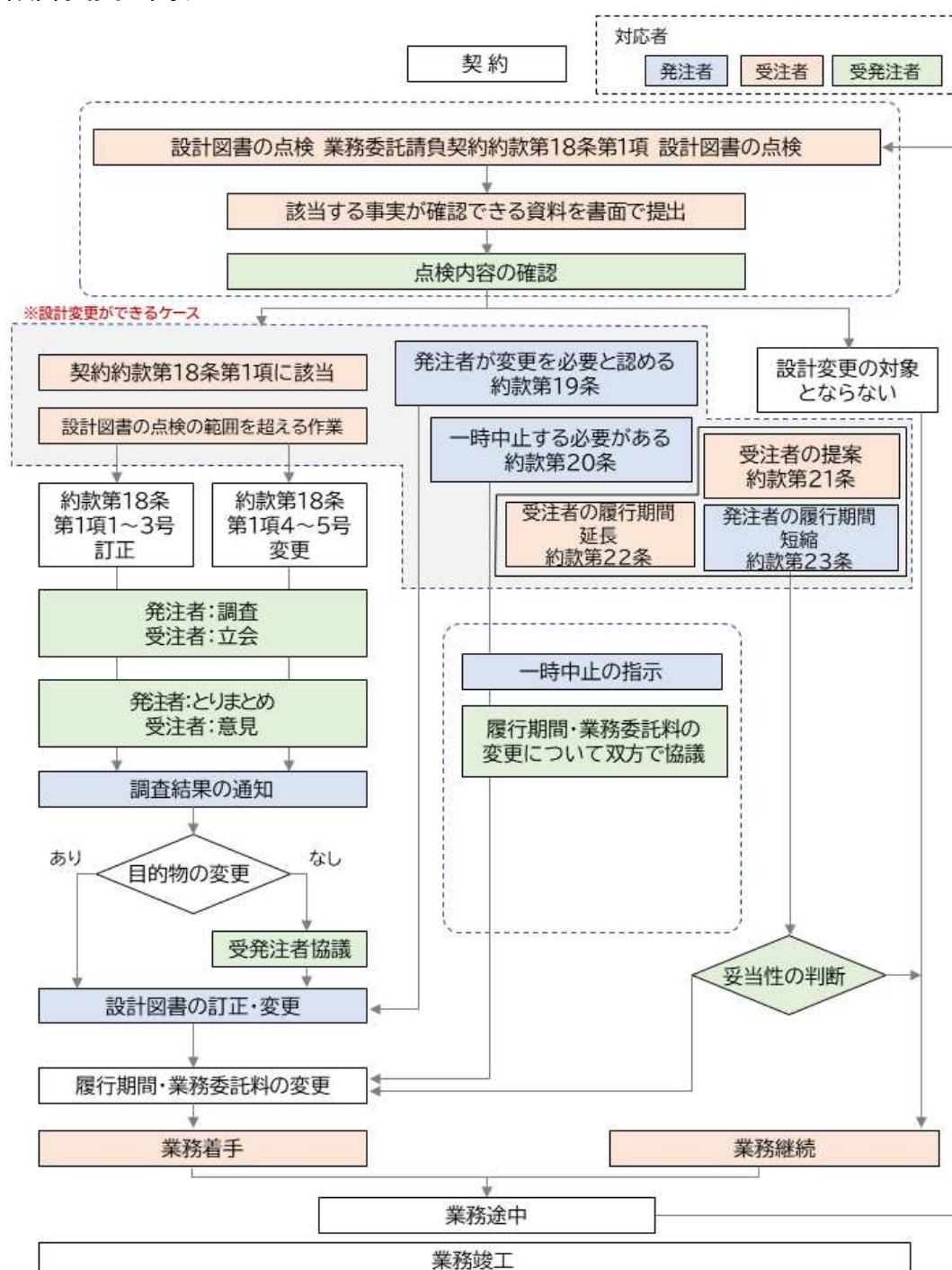
設計変更の対象となる事項は、約款の規定により、以下のとおりです。

約款条項	設計変更の対象となる事項
第 18 条	[条件変更等]
	(1) 設計図書が相互に一致しない場合（設計図書に優先順位が定められている場合を除く。）
	(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合
	(3) 設計図書の表示が明確でない場合
	(4) 履行上の制約等設計図書に示された履行条件が実際と一致しない場合
	(5) 設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別の状態が生じた場合
第 19 条	[設計図書の変更] 発注者が必要と認め、設計図書又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更する場合
第 20 条	[業務の中止] 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときで、発注者が業務の全部又は一部を一時中止した場合
第 21 条	[業務に係る受注者の提案] 技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案し、発注者に設計図書等の変更を提案する場合
第 22 条	[受注者の請求による履行期間の延長] 受注者の責めに帰すことができない事由により、発注者に履行期間の延長変更を請求する場合
第 23 条	[発注者の請求による履行期間の短縮] 特別の理由により、履行期間の短縮変更を発注者が受注者に請求する場合

※約款第 51 条については、設計変更に関する条項でないため掲載しない。

4 設計変更の手続きの全体の流れ

(1) 設計変更に関するフロー



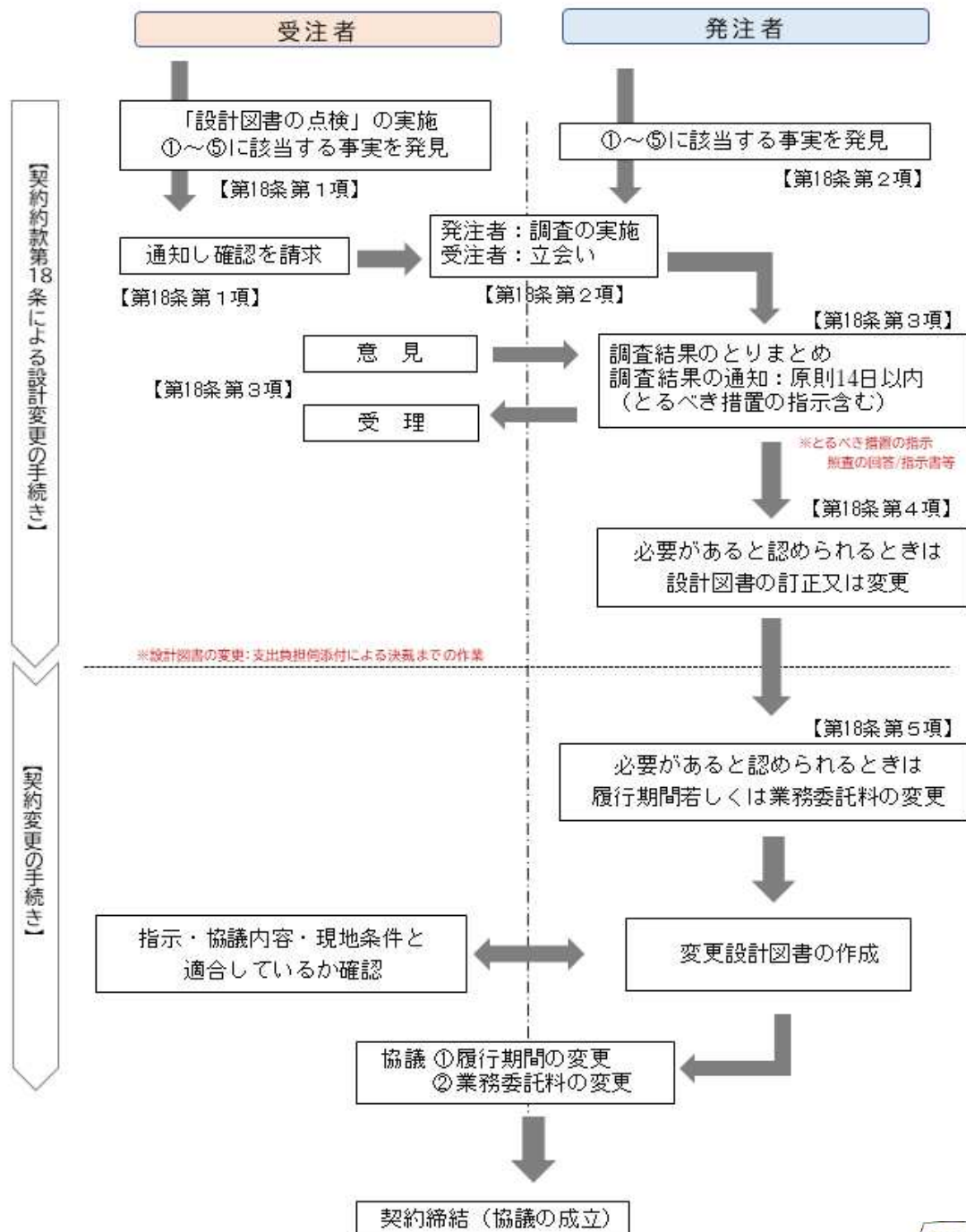
(2) 留意事項

- ・ 各条項に基づく設計変更は、書面による請求又は通知を伴うこととします。
- ・ 発注者は設計変更内容を指示し、概算金額及び延長必要日数を受注者と協議し、軽微な変更である場合は、業務完了（債務負担行為等の複数年度に渡る業務委託にあっては、各会計年度末）までに変更契約を行うこととします。
- ・ 軽微な変更でない場合は、契約変更の手続きをその都度行うこととします。

5 設計変更の手続き

(1) 約款第18条に基づく設計変更の流れ

- ① 仕様書、設計書、図面、業務説明書及び業務説明に対する質問回答書が一致しないこと
- ② 設計図書に誤びゅう、脱漏があること
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと
- ④ 履行上の制約等設計図書に示された履行条件が実際と一致しないこと
- ⑤ 設計図書で明示されていない履行条件について、予期できない特別な状態が生じたこと



・事実を発見したら、すぐに行動しよう！



(2) 設計変更が可能なケース

<基本事項>

約款各条項に基づき、以下のような場合は、設計変更ができることとします。

- ア 条件明示の有無にかかわらず、履行条件について当初発注時点で予期し得なかった特別な状態（関係機関への手続きの遅延など）が生じた場合（ただし、所定の手続きを要する）
- イ 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手ができない場合
- ウ 「協議」等の所定の手続きを行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
- エ 設計の基準となる示方書、指針等が改訂となった場合（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象）
- オ 受注者の責によらない履行期間の延期、短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

<留意事項>

設計変更にあたっては、以下の事項に留意し、受注者へ指示します。

- ア 受発注者は、当初設計の考え方や設計条件を再確認した上で、設計図書の変更「協議」に当たる。
- イ 受発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う
- ※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは、金額や履行期間の変更を行わない場合もある。当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は約款第 19 条に基づき書面で行う。（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。）
- ウ 設計変更は、その必要が生じた都度、指示書により行う。ただし、当該設計変更の内容を着手前までに変更契約できる場合は、指示書を必要としない。
- エ 技術提案の内容が、設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。（プロポーザル方式の場合）

オ 発注者は、指示内容が予算の範囲内の業務であることを確認の上、指示書へ業務内容を記載するとともに、延長日数及び概算金額について協議する。ただし、以下の事項に留意する。

- ① 発注者の指示による場合、発注者は、指示書に指示内容、延長日数及び概算金額を指示書に記載する。緊急を要する指示等のため、概算金額は記載できない場合は、概算金額の協議時期を記載する。
- ② 受注者からの提案による変更協議の場合、受注者は、協議書を提出する。積算基準に定めのない業務の場合は、必要に応じ見積書を添付する。発注者は、協議書の内容で履行を指示する場合は、指示書を発出することのほか、協議書の「承諾」をもって指示書に代えることもできるが、この場合においても、発注者は、協議書に設計変更の対象の可否、延長日数及び概算金額について記載し、受発注者間での合意を得ることとする。なお、打合せ記録簿は、打合せの内容を記載したものであり、指示書に代えることはできない。
- ③ 記載する延長日数及び概算金額は「参考値」であり、変更契約の履行期限及び変更契約額を拘束するものではない。
- ④ 受発注者間の協議が円滑に行われるよう、発注者は、概算金額の算出条件を明確にしておく。

- ・設計変更は、必ず書面をもって行うこと
- ・すぐに契約変更ができない場合の設計変更は、必ず指示書によって行ってね！
- ・参考値である延長日数と概算金額は、書面に必ず記載しておこう！



(3) 設計変更が不可能なケース(参考)

以下のような場合は、原則として設計変更ができないこととしています。

(ただし、約款 26 条(臨機の措置)での対応の場合は、この限りではありません)

ア 契約図書に条件明示のない事項において、発注者との「協議」を行わず受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合

イ 約款等に定められている所定の手続きを経ていない場合(約款第 18 条～第 25 条、共通仕様書(土木設計業務等)1119 条～1122 条、(農林土木)19 条～22 条)

ウ 正式な(指示・協議等)書面によらない事項(口頭のための指示・協議等)の場合

- ・受発注者が合意していないような勝手な判断による業務の実施や、書面によらない口頭指示による業務の実施は、設計変更はできないので注意!
- ・実施する前に、まずは確認しよう



(4) 各条項における設計変更の手続き

ア 設計図面が相互に一致しない場合(第 18 条第1項(1))

図面、共通仕様書、特記仕様書等設計図書の構成文書の優先順位については、あらかじめ、設計図書の中で規定しておくべきであり、優先順位の規定がない場合で図面と仕様書が一致しないときは、受注者として、どちらに従って履行すべきか分からないこととなる。
このように、受注者が勝手に判断して、業務を実施し続けることは不適當なので、本号が掲げられている。

例)

- ・ 図面と設計書における業務内容・数量が一致していなかった場合
- ・ 仕様書で定めている設計方法があるにも関わらず設計書では別のものを計上していた場合

イ 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合(第 18 条第1項(2))

受注者は、設計図書に誤りがあると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、発注者は、誤りが確認された場合には、設計図書を訂正する必要がある。また、受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は、通知された内容を確認し、必要に応じ設計図書の訂正又は変更を行う。

例)

- ・ 貸与された資料を確認したところ、設計図書に明示されている数量に誤りがあった場合
- ・ 設計計上されている工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった場合
- ・ 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進める上で必要な関係機関協議に関する条件明示がなかった場合
- ・ その工種の設計について、特記仕様書には明示されているが、設計図書に計上されていない場合

ウ 設計図書の表示が明確でない場合(第 18 条第1項(3))

受注者は、設計図書の表示に不明確な点を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は、通知された内容を確認し、必要に応じ設計図書の訂正又は変更を行う。

例)

- ・ 同時進行の調査結果を用いて検討することを明示しているが、調査結果の貸与時期が明示されていない場合
- ・ 設計図書において、付属物を設計することは明示されているが、設計条件等が不明確であった場合
- ・ 既往成果において判明している座標値が、設計図書に未記入であった場合
- ・ 関連する他の業務等との業務範囲が明確でなかった場合

エ 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合(第 18 条第1項(4))

自然的な履行条件の例とは、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例とは、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等が挙げられる。受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は、通知内容を確認し、必要に応じ設計図書の訂正又は変更を行う。

例)

- ・ 現地の地形や地質条件が、既往成果や発注者が想定していたものと異なり、検討すべき項目が増えた場合。
- ・ 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要がある場合。
- ・ 業務履行中に、業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった場合。
- ・ 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続きが完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
- ・ 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
- ・ 土木設計業務等を進めるに当たって、関係機関協議や地元説明会等を同時並行した際、協議結果により、設計変更が必要となった場合。
- ・ その他、新たな制約が発生した場合

オ 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合(第 18 条第1項(5))

対象となる自然的な履行条件の例としては、業務実施箇所の状況からして特に予想し得なかったもの、例えば、一部に軟弱な地盤があるとか転石があるとかなどが考えられ、さらに特殊な場合としては、酸欠又は有毒ガスの噴出等がある。(外業を伴うものなど)

また、人為的な履行条件の例としては、予想し得なかった騒音規制、交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害などが挙げられる。(外業を伴うものなど)

例)

- ・ 自然的：当初は現地土砂を再利用する予定であったが、想定外の軟弱な土質であった場合
- ・ 人為的：当初埋蔵文化財に関する情報を把握した上で設計していたが、予期せぬ埋蔵文化財が出土した場合

受 注 者

「約款第 18 条（条件変更等）第 1 項第○号」に基づき、その旨を直ちに監督員に通知
※第○号：条件変更に基づく条項とする

発 注 者

「約款第 18 条第 4 項」及び「約款第 18 条第 5 項」に基づき、必要に応じ設計図書を訂正又は変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）

受注者及び発注者は、第 24 条及び第 25 条に基づき「協議」により履行期間及び業務委託料を定める

カ 発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更する場合(第 19 条)

発注者の意思と反して、無用なものが設計されないよう、発注者が必要と認める場合においては、設計図書の変更を任意で書面をもって受注者に通知しなければならない。

また、発注者は自己の都合で設計図書を変更することができるが、その際、全く履行期間又は業務委託料に影響がない特殊な場合を除き、履行期間又は業務委託料の変更を行うことが当然であり、設計図書の変更に伴い受注者が被った損害を発注者が負担しなければならないこととしている。

キ 業務中止の場合(第 20 条)

第三者の所有する土地への立入承諾を得ることができない場合や、天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合が挙げられる(現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る。)。この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

受 注 者

発 注 者

天災等のため、受注者が業務を行うことができない

※受注者からの発議も可

「約款第 20 条（業務の中止）第 1 項」により、発注者は業務の全部又は一部を原則として一時中止させなければならない

一時中止を指示（契約上一時中止をかけることは発注者の責務）

受注者及び発注者は、第 24 条及び第 25 条に基づき「協議」により履行期間及び業務委託料を定める

例)

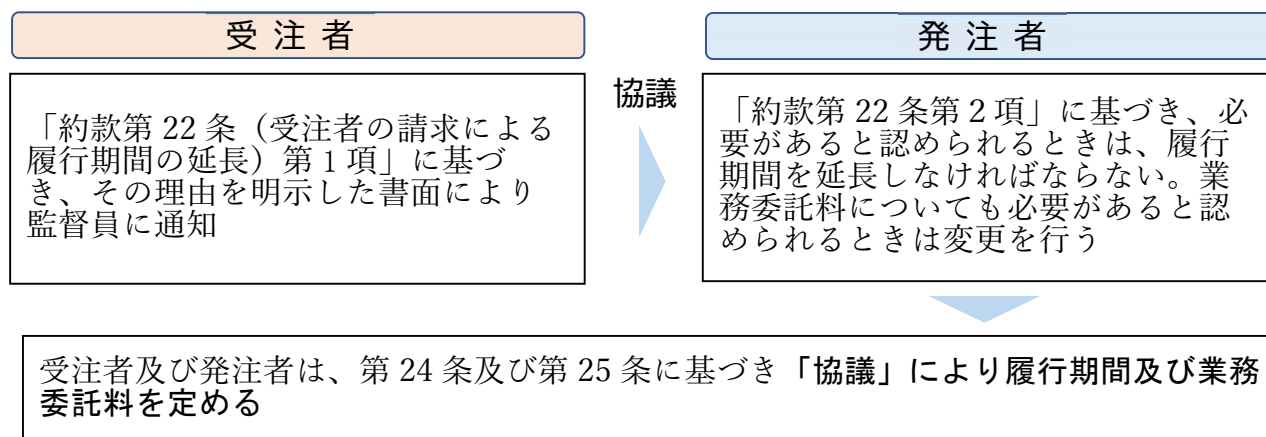
- ・ 第三者の土地への立入り許可が得られなかった場合。
- ・ 環境問題等の発生により、土木設計業務等の続行が、不適當又は不可能となった場合。
- ・ 天災等により、土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合、又は受注者側若しくは発注者側が非常時の配備や対応等を要する状況が発生し、業務の続行が不適當又は不可能となった場合。

ク 受注者の責に帰することができない事由により、発注者に履行期間の延長変更を請求する場合(第 22 条)

受注者の責めに帰することができない事由(第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等)により、履行期間内に業務を完了することができない場合が挙げられる。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は、請求された内容を確認し、必要に応じ履行期間の延長を行う。

また、業務の中止を命じた発注者は、中止に伴って必要とされるはずの履行期間及び業務委託料の変更を適正に行われるよう規定したものである。

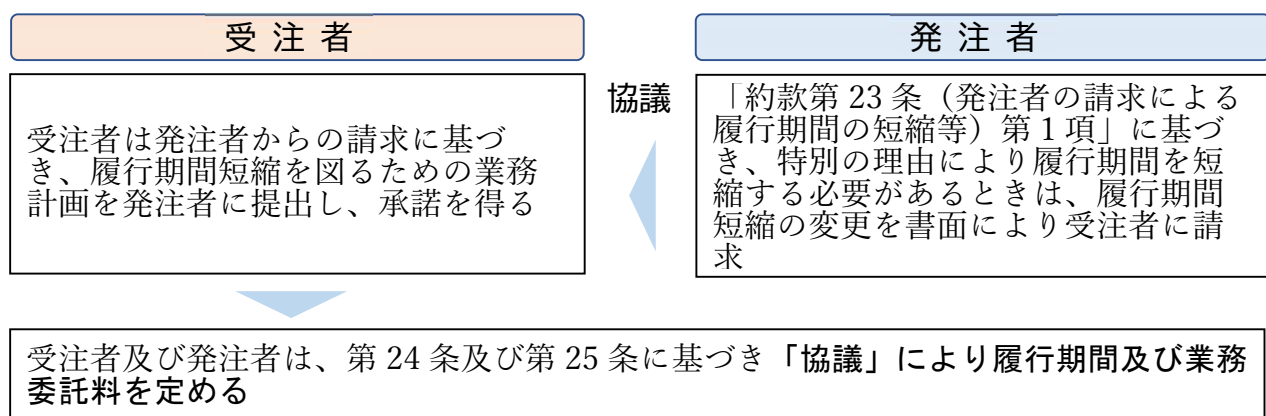


例)

- ・ 第三者の土地への立ち入り許可が得られなかった場合。
- ・ 天災等により業務の履行に支障が生じた場合。
- ・ その他受注者の責めに帰することができない事由により履行期間の延長が生じた場合

ケ 発注者による履行期間の短縮(第 23条)

発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる



例)

- ・ 関連業務等の影響により、履行期間短縮が必要な場合
- ・ その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により履行期間の短縮が必要な場合

6 設計図書の点検について

(1) 設計図書の点検に関する規定

約款及び共通仕様書では、受注者に自らの負担による「設計図書の点検」を義務付けている。

静岡県業務委託契約約款

第18条(条件変更等)

受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、設計書、図面、業務説明書及び業務説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

土木設計業務等共通仕様書、農林土木業務委託共通仕様書

第1編共通編(土木)

第1章総則

第1104条 設計図書の支給及び点検

※測量業務第106条、地質・土質調査業務第105条

- 1 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第1編共通編(農林)

第4条 設計図書の支給及び点検

※測量業務第6条、地質・土質調査業務第4条

- 1 受注者から要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を無償で追加支給するものとする。

(2)「設計図書の点検」の範囲

受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲は、以下のとおりである。

設計図書の内容に係る整合性に関する確認

- ① 数量計算書と仕様書の内容の整合確認。
- ② 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の整合性確認。

設計図書記載内容の作業現場の状態・履行条件(実際の作業現場の状態・履行条件が一致しているかなど)の確認

- ① 適用すべき諸基準と整合した業務内容となっているか。
- ② 設計図書と現地が整合しているか。
- ③ 既存業務の成果、適用すべき諸基準の取り違いの不備はないか。
- ④ 既存業務の調査結果等が適切か、調査不足は生じてないか。
- ⑤ 業務条件確定のための関係機関協議は実施済みか、若しくは実施済み内容が明示されているか。

(3)「設計図書の点検」の範囲を超えるもの

「設計図書の点検」の範囲を超えるものとしては、以下のものなどが想定され、このような場合は、発注者がその費用を負担する。

なお、受注者は点検の範囲を超える事象と判断した場合、その対応について発注者と協議する必要がある。

- ① 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合
- ② 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
- ③ 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

- ・ 受発注者が合意していないような勝手な判断による業務の実施や、承諾、書面によらない口頭指示による業務の実施は、設計変更はできないので注意！
- ・ 着手する前に、まずは確認しよう



7 巻末 関連事項

本ガイドラインに関連する事項は、以下のとおり。なお、最新版の通知は、県ホームページ等から取得及び参照をお願いします。

(1) 業務委託設計変更等事務処理要領

業務の委託契約に係る、設計変更及びそれに伴う契約変更の取扱いに関して、必要な事項を定めたもの（本ガイドラインの元となる要領）。

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukoji/1003485/1028869.html>

(2) 条件明示

建設関連業務の円滑な履行に資することを目的に、制約を受ける当該業務に関する履行条件を設計図書に明示している。

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/tanka/1053466/1077497.html>

(3) 静岡県業務委託契約約款

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukoji/1003485/1028869.html>

(4) 業務委託共通仕様書

・最新の情報は、HP から確認！



URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kojikensa/1029089.html>

(5) 設計業務照査要領(農地)

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/tanka/1053466/1029020.html>

(6) 条件明示チェックシート作成に係るガイドライン

URL : https://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu_joukenmeiji.html

静岡県 交通基盤部 建設経済局 技術調査課

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1003451/1001561/1066878/index.html>

